



島根県報

平成19年 9 月28日 (金)
号外 第 113 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(経 営 支 援 課)	1
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	11
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	(")	11
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正	(")	12
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(")	12
島根県環境資金融資要綱の一部改正	(")	12

告

示

島根県告示第791号

島根県中小企業制度融資要綱 (昭和47年島根県告示第239号) の一部を次のように改正する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 3 条に次の 1 号を加える。

(8) 責任共有制度 信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。

別表を次のように改める。

島根県中小企業制度融資一覧

別表(第4条、第6条-第8条関係)

制度融資の種類	資金名	融資対象者	融 資 条 件							申請先	金融機関		
			資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人			担保の要否	信用保証の要否(保証料率)
一般融資	一般設備資金	中小企業者又は組合であつて、次に掲げる施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの (1) 工場、店舗、倉庫等の建物の新築、増築、改装又は改装 (2) 事業の用に供するための既存建物の取得 (3) 構築物、機械、装置等の新設、増設、更新又は改造	設備資金	80,000,000円	責任共有利率 年2.15パーセント	責任共有外利率 年2.00パーセント	12年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要件 (年0.4パーセント以下)	商工会議所 商工会 島根県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。) 信用金庫 島根県商工会連合会(以下「商工会連合会」という。) 島根県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。) 島根県信用農業協同組合(以下「農協」という。)	普通銀行 商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。) 信用金庫 信協同組 台(以下「信用組」という。) 島根県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。) 農協同組 合連合会(以下「信連」という。) 農協同組 合(以下「農協」という。)

漁業協同組合 J F しまね (以下「J F しまね」という。)	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会	要 (年 0.4 パーセント以上) 1.7 パーセント以下)	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	法人 1 人以上 個人原則として不要	6 箇月以内据置き 元金均等月賦	7 年以内	年 2.20 パーセント	年 2.35 パーセント	50,000,000 円	運転資金	中小企業者又は組合であつて、運転資金を必要とするもの
普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね	商工会議所 商工会	要 (年 0.4 パーセント以上) 1.7 パーセント以下)	原則として不要	法人 1 人以上 個人原則として不要	6 箇月以内据置き 元金均等月賦	7 年以内	年 1.90 パーセント	-	12,500,000 円	設備資金 運転資金	小規模企業者 (信用保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) がある場合は、それとの合計額が 12,500,000 円に達するまでの額)	小規模企業者 (信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が 12,500,000 円以内となる者に限る。) であつて、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの
普通銀行 商工中金 信用金庫	商工会議所 商工会	要 (年 0.4 パーセント以上)	原則として不要	法人 1 人以上 個人原則として不要	6 箇月以内据置き 元金均等月賦	7 年以内	年 1.90 パーセント	年 2.05 パーセント	12,500,000 円	設備資金 運転資金	小規模企業者であつて、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	

	<p>を必要とするもの</p>	<p>金の融資残高がある場合は、その場合合計額が12,500,000円に達するまでの額</p>	<p>年1.95パーセント 年1.80パーセント</p>	<p>設備資金12年以内 運転資金7年以内</p>	<p>2年以内据置き 元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>協会における既融資残高との合計額が30,000,000円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>ト以上1.7パーセント以下</p>	<p>信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
<p>特別融資</p>	<p>新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社（以下「創業者」という。）又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合であって、創業のための資金を必要とするもの</p>	<p>設備資金 運転資金 30,000,000円 ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、設備資金と運転資金との合計額が15,000,000円又は自己資金額のいずれか低い方とする。</p>	<p>年1.95パーセント 年2.50パーセント</p>	<p>12年以内</p>	<p>1年以内据置き 元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>要件 （年0.4パーセント以下） ト以上1.7パーセント以下</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
<p>構造転換支援資金</p>	<p>中小企業者又は組合であって、次の要件の全てに該当し、構造転換に係る基盤強化のために既に借入金の借換資金を必要</p>	<p>運転資金 120,000,000円</p>	<p>年2.65パーセント 年2.50パーセント</p>	<p>12年以内</p>	<p>1年以内据置き 元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>要件 （年0.4パーセント以下） ト以上</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合</p>

	<p>とするもの</p> <p>(1) 取扱金融機関等の支援体制が確保されていること。</p> <p>(2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。</p> <p>(3) 構造転換に係る基盤強化により、業況の好転が明確に計画されていること。</p>	<p>再生支援資金</p>	<p>50,000,000円</p>	<p>年 2.75</p> <p>パート</p> <p>パート</p>	<p>年 2.60</p> <p>パート</p> <p>パート</p>	<p>10年以上</p>	<p>1年6箇月以内据置き元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上個人原則として不要</p>	<p>取扱金融機関又は保証協会の決定による。</p>	<p>要</p> <p>(年 0.4</p> <p>パート</p> <p>パート以上</p> <p>1.7</p> <p>パート</p> <p>パート以下)</p>	<p>商工会議所</p> <p>商工会</p> <p>中央会</p> <p>商工会連合会</p>	<p>普通銀行</p> <p>商工中金</p> <p>信用金庫</p> <p>信用組合</p> <p>信連</p> <p>農協</p> <p>JFしまね</p>
--	--	---------------	--------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------	-------------------------	------------------------	----------------------------	--	--	--

<p>る企業として、同センターの推薦を受けているものであること。</p> <p>経営革新支援資金</p>	<p>設備資金 運転資金</p> <p>80,000,000円 50,000,000円</p>	<p>年1.85パーセント</p> <p>年1.70パーセント</p>	<p>設備資金¹² 運転資金⁷</p> <p>年以内 年以内</p>	<p>1年以内据置き 元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>取扱金融機関 又は保証協会の決定による。</p>	<p>要 (年0.4パーセント以下)</p>	<p>商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
<p>人いやさしい環境整備支援資金</p>	<p>設備資金 運転資金</p> <p>80,000,000円 50,000,000円</p>	<p>年1.85パーセント</p> <p>年1.70パーセント</p>	<p>設備資金¹² 運転資金⁷</p> <p>年以内 年以内</p>	<p>1年以内据置き 元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>取扱金融機関 又は保証協会の決定による。</p>	<p>要 (年0.4パーセント以下)</p>	<p>商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね</p>

買物の 場整備 支援資 金	業を実施するもの 中小企業者又は組合であって、 次に掲げるいずれかの事業を行 うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承 認、認定等を受けて実施する 事業 (2) 県の中長期的な施策に関連 する事業で中山間地域商業に 関連する事業のうち別に定め る要件に該当するもの (3) その他知事が特に認めた事 業	設備資金 00,000円 運転資金 50,000,000円	年 1.85 パーセ ント	年 1.70 パーセ ント	設備資金12 年以内 ただし、中 山間地域商 業関連につ いては15年 以内、運転 資金7年以 内	1年以内据置 き 元金均等月賦	法人1人以上 個人原則とし て不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定によ る。	要 (年0.4 パーセン ト以上 1.7パー セント以 下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合 会 信連 農協 J F しまね	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね
長期経 営安定 緊急資 金	経済的環境の変化により、一 時的に売上の減少による業況の 悪化を来しているが、中長期的 にはその業況が回復し、発展す ることが見込まれる中小企業者 又は組合であって資金を必要と するもの	運転資金 40,000,000円	年 2.35 パーセ ント	年 2.20 パーセ ント	8年以内	1年以内据置 き 元金均等月賦	法人1人以上 個人原則とし て不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定によ る。	要 (年0.4 パーセン ト以上 1.7パー セント以 下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合 会 信連 農協 J F しまね	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね
緊急 融資	中小企業者又は組合であって、 次の要件のいずれかに該当し、 経営の安定に支障を生じている もの (1) 指定再生手続開始申立等事 業者に対する債権(売掛金 (役務の提供による営業収益 で未収のものを含む。)又は 前渡金に係る返還請求権をい	運転資金 80,000,000円	年 2.45 パーセ ント	年 2.30 パーセ ント	8年以内	1年以内据置 き 元金均等月賦	法人1人以上 個人原則とし て不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定によ る。	要 (年0.4 パーセン ト以上 1.7パー セント以 下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合 会 信連 農協 J F しまね	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 J F しまね

<p>う。)の回収に困難を来しているもの</p> <p>(2) 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接取引の連鎖の関係にあり、売上高等の減少しているもの</p> <p>(3) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等の減少しているもの</p> <p>(4) その他、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第4項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの</p>	<p>設備資金 50,000,000円</p> <p>運転資金 30,000,000円</p>	<p>年1.85パーセント</p> <p>年1.70パーセント</p>	<p>12年以内</p>	<p>2年以内据置き 元金均等月賦</p>	<p>法人1人以上 個人原則として不要</p>	<p>原則として不要</p>	<p>要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)</p>	<p>商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会</p>	<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね</p>
<p>災害復旧資金</p> <p>中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 災害により、直接被害を受けたもの</p> <p>(2) 災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの</p>	<p>設備資金 運転資金</p>	<p>その都度 知事が別に定める ところによる。</p>							<p>普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協</p>

- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証
- (4) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する創業等関連保証及び産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第33条第1項に規定する創業関連保証（同法同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。）
- (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保証に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- 4 小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。
- 5 保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成19年10月1日以後に保証協会が申込み受付をした融資（この告示による改正前の島根県中小企業制度融資要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき同日前に貸し付け、同日以後に保証協会が申込み受付をした小規模企業育成資金を除く。）について適用し、同日前の申込み受付に係る融資（改正前の要綱に基づき同日前に貸し付け、同日以後に保証協会が申込み受付をした小規模企業育成資金を含む。）については、なお従前の例による。

島根県告示第792号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成 3 年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 融資利率 年1.30パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年1.45パーセントとする。

第 5 条第 7 号中「0.5パーセント」を「0.45パーセント」に、「2.2パーセント」を「2.20パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号及び第 7 号の規定は、平成19年10月 1 日以後の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

島根県告示第793号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成 3 年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 融資利率 年1.30パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年1.45パーセントとする。

第 5 条第 7 号を次のように改める。

(7) 保証料

ア 設備資金 年0.45パーセント以上2.20パーセント以下

イ 運転資金 年0.40パーセント以上1.70パーセント以下

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第 5 条第 2 号及び第 7 号の規定は、平成19年10月 1 日以後の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をするものにおいて、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

島根県告示第794号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第2号を次のように改める。

(2) 融資利率 年1.30パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年1.45パーセントとする。

第6条第7号中「0.5パーセント」を「0.45パーセント」に、「2.2パーセント」を「2.20パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱第6条第2号及び第7号の規定は、平成19年10月1日以後の知事の認定に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の知事の認定に係る融資（信用保証協会が債務の保証をするものにおいて、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

島根県告示第795号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第2号を次のように改める。

(6) 融資利率 年1.30パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年1.45パーセントとする。

第6条第7号中「0.5パーセント」を「0.45パーセント」に、「2.2パーセント」を「2.20パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号及び第7号の規定は、平成19年10月1日以後の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をするものにおいて、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

島根県告示第796号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条及び第2条中「要綱」を「告示」に改める。

第6条第1号中「前条第1項第5号」を「前条第1項第11号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 融資利率 年1.70パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融

機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。)の対象となる場合は、1.85パーセントとする。

第 6 条第 8 号中「0.4パーセント」を「0.40パーセント」に、「1.7パーセント」を「1.70パーセント」に改める。

第 7 条第 4 号中「第 5 条第 1 項第 5 号」を「第 5 条第 1 項第11号」に改める。

第12条第 3 号中「要綱」を「告示」に改める。

第13条第 1 項第 3 号中「第 5 条第 1 項第 5 号」を「第 5 条第 1 項第11号」に改める。

第17条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成19年10月 1 日以後の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあっては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

